

## 西宮市営住宅敷金等徴収猶予要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例第26条(平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。)西宮市営住宅条例施行規則第27条(平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づき市営住宅敷金等の徴収猶予の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (徴収猶予の対象)

第2条 敷金等の徴収猶予を受けようとする者は、病気、災害その他特別の事情により、一時的な支出増や収入減におちいり、敷金を納付することが、困難であると認められる者とする。

### (徴収猶予の期間)

第3条 敷金等の徴収猶予の期間は、最大3ヶ月の期間その徴収を猶予することができる。

### (徴収猶予の手続き)

第4条 敷金等の徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅敷金徴収猶予申請書(様式第27号)に市長が、必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

### (徴収猶予の決定及び通知)

第5条 市長は、徴収猶予の申請があった場合は、当該申請に基づいて書類審査を行い、徴収猶予期間を決定し、市営住宅敷金徴収猶予承認(不承認)書により申請者に通知する。

### (入居決定の取り消し)

第6条 猶予期間を経過し、敷金の支払いがない者は、条例第17条第6項第2号に基づき入居決定を取り消すものとする。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。